

ポーランド共産政権支配確立過程における ウクライナ人問題

吉 岡 潤

はじめに

20世紀は強制移住の世紀であった。その20世紀において東欧は、諸民族が錯綜する複雑な地域構造のもとでそれぞれの国民国家建設を試みてきた（試みている）過程で、強制移住をも含む、未曾有の人口移動を経験した。とりわけ第二次世界大戦は、ナチス・ドイツによるユダヤ人虐殺や戦後のドイツ人「追放」＝強制移住など、東欧の地域・住民構造を一変する大変動をもたらした。

なかんずくポーランドは、東西国境線の大幅な移動と、それに伴う同国の民族構成の劇的な変化を通じてポーランド人「単一民族国家」に限りなく近づいたという点で、多かれ少なかれ民族的少数派の存在が認められる他の東欧諸国から際立った存在となっている（地図1、表1参照）。この民族的再編は、大戦中のユダヤ人虐殺、戦争終結後数年間にわたって敢行されたポーランド全土からのドイツ人「追放」の結果である。また、同時期、歴史的にポーランド人と緊張関係にあったウクライナ人もポーランドから排除され、両大戦間期ポーランドにおける最大の民族問題であったウクライナ人問題が「解決」された。本稿は、この戦後ポーランドからのウクライナ人排除の過程を検討するものである。

戦前の多民族ポーランドにおける最大の民族的少数派ウクライナ人は、国境線変更の結果、その大多数はソ連領内に住むこととなったが、なお新ポーランド領内に約70万人が居住していた。これらの残留ウクライナ人の大半は、第二次世界大戦初期にソ連によって占領された旧ポーランド東部領のポーランド人との住民交換という形でポーランドを去った。従来、ポーランドのいわゆる公式史学においては、彼らの退去はポーランド、ソヴィエト・ウクライナ両政府が締結した住民交換協定の規定通り「自由意志」に基づく移住とされてきた。しかし近年、この住民交換は、その後にウクライナ人をポーランド国内で強制移住させた通称「ヴィスワ作戦」と並んで、ポーランド側の軍の動員をも伴う強権発動、暴力的排除を含むものであったことが明らかにされてきている。これは一方では、ソ連崩壊に伴うウクライナの独立によって、ポーランド、新生ウクライナの双方から改めてポーランド人・ウクライナ人関係の歴史に光があたった結果であり、他方ではポーランドにおける体制転換に伴う史料公開の結果である。

この「歴史の見直し」は、ポーランド、ウクライナ双方においてそれぞれの民族主義と強く結びついた、扇動的な著作を一方で生み出していることも事実である。これらの著作では、例えばウクライナ人武装組織「ウクライナ蜂起軍 (UPA : *Ukraińska Powstańcza Armia/Українська Повстанська Армія*)」は、一方ではポーランド人を多数襲い惨殺した野蛮な

徒党とされ、他方ではポーランド人の組織暴力に挑むウクライナ独立のための部隊とされる¹⁾。こうした著作からは両民族の根深い反目を読み取れるのみであったが、ここ数年来、民族主義の呪縛から解かれた、信頼しうる史料に基づいた研究や資料集が出始めている²⁾。

ここで見逃せないのは、ポーランドにおける民族的一元化、あるいは単一民族国家化を遂行したのが、同時期に支配を確立しつつあった共産主義勢力であったことである。筆者は以前、この民族的再編の過程と共産主義勢力の支配確立過程との有機的連関性を指摘した。すなわち、ポーランド社会において支持基盤が脆弱なまま政権を掌握した共産主義勢力が、農地改革などの懸案事項を、ドイツ人をはじめとする非ポーランド系民族に犠牲を強いる形で解決し、ポーランド人の「民族的利害の擁護者」として自らをアピールしつつ支配確立へ向かった、というものである³⁾。その検討を通じて、共産政権の支配確立過程という政治的文脈に、単一民族国家へと収斂する民族問題、特にドイツ人問題を位置づけた。本稿ではこの議論の延長線上にウクライナ人問題を取り上げてみたい。

新ポーランド領内の住民の3%にも満たなくなったウクライナ人の暴力的排除は、共産主義勢力による多民族共存の否定、言葉を換えるなら単一民族国家志向の顕在化ともいえる。共産主義勢力は先に触れたドイツ人の追放を正当化する論理として、単一民族国家の論理を持ち出すこともしばしばであった。しかし、旧ドイツ帝国市民であるドイツ人の追放に比べ、排除されたウクライナ人は戦前来のポーランド市民である。とすれば、共産主義勢力の単一民族国家志向は、この数的には取るに足らなくなった、しかもポーランド国籍を有するウクライナ人の排除の方にかえって顕著に現れるのではないか。というよりも、むしろウクライナ人問題を契機として単一民族国家志向が顕在化したのではないか。この点に、ウクライナ人問題に検討を加える積極的意義がある。

では、単一民族国家志向が顕在化したのはどの時点なのか。その背景は何か。これらの問いに答え、共産主義勢力がウクライナ人徹底排除へと踏み切った諸要因を考察するのが本稿の課題である。本論で詳しく見るように、対ウクライナ人政策激化の転機は共産主義勢力の支配確立過程という政治ダイナミズムの上にある。戦後ポーランドにおけるウクライナ人排除の問題を見ると、共産主義勢力がその遂行者であった以上、当時の彼らがおかれた状況、すなわち自らの支配確立を至上命題としていた中でのウクライナ人問題の位相を確認す

-
- 1 ポーランドにおけるこのような扇動的な著作の代表的なものとして、Edward Prus, *Operacja "Wisła." Faktyfikcje-refleksje* (Wrocław, 1996)。ポーランドにおいては、一部のソ連に併合された旧ポーランド領への郷愁がそうした（大量の）著作の受け皿となっているように思われる。
 - 2 住民交換協定および「ヴィスワ作戦」に関する膨大な一次史料をポーランド、ウクライナ双方の中央・地方アルヒーフから収録したものとして、Eugeniusz Misilo, ed., *Repatriacja czy deportacja. Przesiedlenie Ukraińców z Polski do USRR 1944-1946*, tom 1, *Dokumenty 1944-1945* (Warszawa, 1996); tom 2, *Dokumenty 1946* (Warszawa, 1999); Eugeniusz Misilo, ed., *Akcja "Wisła." Dokumenty* (Warszawa, 1993)。また、ウクライナ寄りの傾向を持つものの、近世以来の両民族の反目・衝突を示す史料を集めたものとしては、Mikołaj Siwicki, ed., *Dzieje konfliktów polsko-ukraińskich*, 3 T. (Warszawa, 1992-1994)。これらの史料を踏まえた研究としては、Aldona Chojnowska, "Operacja 'Wisła' (przesiedlenie ludności ukraińskiej na Ziemię Zachodnie i Północne w 1947 r.)," *Zeszyty Historyczne* 102 (1992), pp.3-102; Eugeniusz Misilo, "Polska polityka narodowościowa wobec Ukraińców 1944-1947" in *Polska—Polacy—mniejszości narodowe* (Wrocław, 1992), pp.391-412; Krystyna Kersten, "The Polish-Ukrainian Conflict under Communist Rule," *Acta Poloniae Historica* 73 (1996), pp.135-151。
 - 3 拙稿「ポーランド『人民政権』の支配確立と民族的再編—戦後農地改革をめぐる政治状況を軸に一」『史林』80-1、1997年、1-37頁。

ることは不可欠の作業である。

このような問題認識に立ち、本稿ではまず第1章で、共産主義勢力が権力を掌握する1944年夏までのポーランド人・ウクライナ人関係の歴史を概観し、両民族の歴史的不和・反目の根深さを確認する。続いて第2章では第二次世界大戦中のポーランド人諸勢力による戦後構想においてウクライナ人問題がどのような位置を占めたかを検討する。以上の前史を踏まえ、第3章ではポーランド＝ウクライナ住民交換協定に基づくウクライナ人移住の過程と、それに伴う共産主義勢力の単一民族国家志向の顕在化について、さらに第4章で1947年のポーランド当局による「ヴィスワ作戦」の経緯について検討し、ウクライナ人問題の「最終的解決」過程を見ていきたい。

1. 前史—ポーランド人・ウクライナ人関係

(1) 第二次世界大戦勃発までのポーランド人・ウクライナ人関係

両民族の関係は、14世紀半ばのポーランド王国によるルーシ進出以降、とりわけ16世紀のル布林合同でウクライナがポーランド王国領に編入されると特に緊密なものとなった。しかし、17世紀のポーランド王国とウクライナ・コサックの紛争に象徴されるように、両者は常に政治的・宗教的な緊張をはらむ関係にあった。こうした緊張関係からウクライナ人民族意識が形成されていく。その運動の主体は、ウクライナがドニエプル川を境にロシアとポーランドに分割されて以降はポーランド側の右岸ウクライナに、またポーランドが分割されて以降はオーストリア領ガリツィアへと引き継がれた。

ガリツィアでは、ウィーン政府の民族分断策によって結果的にウクライナ民族主義運動が活性化した。ガリツィアにはロシア帝国領など他地域のウクライナ民族運動家が活動拠点を移し、「ウクライナのピエモンテ」としてウクライナ民族運動の政治的・文化的中心となった。一方のポーランド人は支配民族意識が強く、ウクライナ民族運動に対する理解は十分ではなかった。このように19世紀以降は、国家を分割されたポーランド人の歴史的領土回復要求とウクライナ人の自治・独立要求とが潜在的に対立していた。

そして実際に、第一次世界大戦がポーランド分割三帝国の同時崩壊という結末を迎えつつあった1918年には、ガリツィアでポーランド共和国と西ウクライナ人民共和国という、独立宣言を発した2つの政府が並立する状況が生じた。両者は約1年にわたり激しく戦い（ポーランド＝ウクライナ戦争）、ポーランドの勝利によって西ウクライナ人民共和国は崩壊し、ガリツィアはポーランドの支配下に入った⁴⁾。

この間、連合国最高会議は民族分布に沿った東部国境線（いわゆるカーゾン線）をポーランドに勧告した。ポーランドはこれを不服とし、ソヴィエトとの戦争を経て1921年3月のリガ条約によって東部国境線を確定した。こうして民族的境界線と第一次分割前の歴史的国

4 以上、次の文献を参照。早坂真理『ウクライナ—歴史の復原を模索する』リプロボート、1994年；伊東孝之・井内敏夫・中井和夫編『ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社、1998年；中井和夫『ウクライナ・ナショナリズム—独立のディレンマ』東京大学出版会、1998年；Orest Subtelny, *Ukraine: A History*, 2nd ed. (Toronto-Buffalo-London: The University of Toronto Press, 1994); Paul Robert Magocsi, *A History of Ukraine* (Seattle: University of Washington Press, 1996); Tadeusz Andrzej Olszański, *Historia Ukrainy XX w.* (Warszawa, n.d.); Andrzej Chojnowski, *Ukraina* (Warszawa, 1997).

境線のちょうど中間あたりに、「リガ国境」と呼ばれることになる国境線が引かれた結果、両大戦間期のポーランドは東部においてウクライナ人、ベラルーシ人など多数の民族的少数派を抱えることになった。なかでもウクライナ人は両大戦間期のポーランドにおける民族的少数派中最多数の人口を有した。1931年の国勢調査に基づき算出した最新の研究によると、ウクライナ人は当時のポーランド国民全体の15.7%を占めていた。また同研究によると、両大戦間期のポーランド領を便宜的に戦後の国境線で東西に分けてみた場合、東部においてポーランド人は人口の29.3%を占めるに過ぎなかったのに対し、ウクライナ人の割合は41.3%であった（表2～4参照）⁵⁾。

ウクライナ人が多数居住する東部領において、ポーランド人は地主あるいは都市住民であった。そして数的には少数でありながら行政機構を独占し、かつての支配民族意識そのままにきわめて同化主義的な態度でウクライナ人ら民族的少数派を遇した。ウクライナ語による学校教育の環境などは、中等学校も有したオーストリア占領下におけるそれよりも後退したほどであった⁶⁾。

こうした同化主義的なポーランド人当局に対し、短期間とはいえ独立国家を持った経験を有するウクライナ人は反ポーランド意識を先鋭化させていった。彼らのうち急進的民族主義者は、1929年に諸組織を統合して「ウクライナ民族主義者組織（Organizacja Ukraińska Nacjonalistów / Організація Українських Націоналістів、以下OUNと略記）」を結成し、陰謀活動を行った。OUNはポーランドの議会選挙ボイコットを指導し、ときにはテロも敢行し、ウクライナ人社会に少なからぬ影響力を持った⁷⁾。

このように両大戦間期のポーランドでは、ポーランド人の歴史的領土に対する権利意識やウクライナ人らに対する文化的優越感、ウクライナ人の中で高揚しつつあった民族的自立志向など、双方からの諸要因が重なり合って民族間の相互不信が募り、国民統合は非常に困難なものとなっていた。こうして、両民族の溝がますます深まる中で第二次世界大戦を迎えるが、1939年9月17日に「兄弟民族たるウクライナ人、ベラルーシ人の保護」⁸⁾を名目に越境した赤軍が一部のウクライナ人らに歓迎されたのも、両大戦間期のこうした状況が背景にあった。

（2）第二次世界大戦中のポーランド人・ウクライナ人関係

第二次世界大戦中は、一部のウクライナ人民族主義者がドイツにウクライナ独立の望みを託し、彼らは独ソ戦勃発後西ウクライナがドイツ占領下に入ると占領当局に協力した。ドイ

5) Piotr Eberhardt, *Między Rosją a Niemcami. Przemiany narodowościowe w Europie Środkowo-Wschodniej w XX w.* (Warszawa, 1996), pp.101-106. この1931年の国勢調査は使用言語に基づいて民族のカテゴリー分類をしており（表2）、ポーランド人が実際よりも多く算出されているとされる。エーベルハルトは同時に行われた信仰調査の結果（表3）と上記使用言語調査の結果とを勘案してより実態に近い数字を算出している（表4）。

6) Magocsi, *A History of Ukraine*, p.588.

7) OUNの他にウクライナ人社会に影響力を持った政治組織としては、「ウクライナ国民民主連合（Ukraińskie Zjednoczenie Narodowo-Demokratyczne）」がある。1925年中道左派政党として結成、1931年以降はポーランド当局との対話に踏み切り、国会にも議員を選出した。

8) *Dokumenty i materiały do historii stosunków polsko-radzieckich*, tom VII [以下 *Dokumenty i materiały*, VII のように略記] (Warszawa, 1973), p.197.

ツ占領当局もこれを利用する形でウクライナ人に占領行政機構の末端を任せ、ウクライナ、ポーランド両民族の反目を煽った⁹⁾。1942年末に発行されたポーランド人地下抵抗組織のある出版物には、占領軍に対するポーランド人農民の食糧義務供出がウクライナ人農民の10倍多く割り当てられる例や、その割り当てをウクライナ人の地区長が行っている例、義務供出不履行のポーランド人農民が強制収容所送りになる例を紹介する記事が掲載されている¹⁰⁾。

ウクライナ人民族主義者の反ポーランド意識は根強く、ドイツ占領政策が独立を求めるウクライナ人に幻滅を与えはじめたとしても、単純にポーランド人との協力へと転換することはなかった。1942年には、ドイツ占領当局と距離を置きはじめたOUNの急進派「バンデラ派」の一グループが武装組織「ウクライナ蜂起軍（以下UPAと略記）」を結成し、反共・反ポーランド・反ドイツを掲げて活動を始めた。UPAの勢力は農民を中心に3万から4万の戦闘力を有し、活動範囲は一時キエフ周辺にまで及んだが、主な活動拠点は西ウクライナすなわちヴォウイン（ヴォルイニ）、東部ガリツィアといったポーランド旧東部領であった。反ドイツを掲げているものの、主眼は「ウクライナの純化」のための活動、具体的にはウクライナの非ポーランド化にあった。

こうした状況で起こったのが、1943年2月にはじまる「ヴォウインの悲劇」である。この事件は、ヴォウインをはじめ「ウクライナ人の地」からのポーランド人一掃を指示したOUN-UPA命令に呼応して¹¹⁾、UPA部隊や斧や鎌で武装したウクライナ人農民がポーランド人集落を襲撃し、無差別虐殺を行ったものである。その犠牲者は10万人にのぼるともされ¹²⁾、ウクライナ人の残虐性、UPAに対する恐怖がポーランド人の記憶に深く刻まれることになる。ポーランド・ウクライナ両民族の反目は、第二次世界大戦中、共通の敵に対する共闘どころかますます激化したのであった。

それでは、このような現実を、地下抵抗活動を続けるポーランド人諸勢力はどのように認識し、その認識をそれぞれのプログラムにどのように反映させていたのであろうか。次章では、戦前の政府との法的継承性を自任するロンドンの亡命政府勢力と、戦後政権を樹立することになる共産主義勢力の双方のウクライナ人問題に関する構想を概観したい。

2. 第二次世界大戦中のポーランド人諸勢力のウクライナ人問題認識

(1) ロンドン陣営

在ロンドン亡命政府およびそれに連なる国内地下組織（以下、これを単に「ロンドン陣営」と表記）は、戦前のリガ国境回復を目指し闘っていた。戦前の国境線を前提に戦後構想を語る場合、最大の民族的少数派ウクライナ人との関係再構築は避けて通れない問題であった。国内軍（AK）総司令官ロヴェツキ（Stefan Rowecki）は、ウクライナ・ポーランド両民族の反目・衝突が激化する以前の1942年11月の時点で、ポーランド国家復興に際して

9 1943年4月にはウクライナ人で構成されるナチス親衛隊「SSガリツィア師団」が総督領で創設され、ポーランド人の不評を買った。Ryszard Torzecki, *Polacy i Ukraińcy. Sprawa ukraińska w czasie II wojny światowej na terenie II Rzeczypospolitej* (Warszawa, 1993), pp.245-255.

10 同上, p.203.

11 Grzegorz Motyka i Rafał Wnuk, *Pany i rezuny. Współpraca AK-WiN i UPA* (Warszawa, 1997), pp.53-54.

12 トジェツキは8-10万という犠牲者数を算出している。Torzecki, *Polacy i Ukraińcy*, p.267.

ポーランド人とウクライナ人との衝突があるとの見通しを述べている⁽¹³⁾。こうした観測をふまえ、ロンドン陣営内ではウクライナ人と何らかの合意に達する必要性を認める向きも少なくはなかった。実際、在ロンドン亡命政府は1943年3月31日に、ウクライナ人に対する地方自治権拡大、政治的・文化的・言語的・経済的・社会的領域における完全な法的・実質的な同等の権利保障、大学創設などウクライナ文化保護、宗教的自由の保障をうたったアピールを発した⁽¹⁴⁾。

しかし、この政府基本方針がロンドン陣営に参集するすべての勢力に共有され、隅々にまで徹底されたわけでは決してなかった。まず、ロンドン陣営内の諸勢力のウクライナ人問題に対する認識は、党派の違いなどによって、同化主義的なポーランド民族主義からスイスのような自治連邦構想に至るまで、相当の開きがあった。加えて、ウクライナ人に対する姿勢には、ロンドンの亡命政府中央とポーランド国内の地下組織、さらにはワルシャワの地下組織中央と各地の下部組織との間で温度差があった。

例えば、ロンドン陣営に与する国内の政治的諸組織を糾合した「国内政治代表部 (Krajowa Reprezentacja Polityczna)」は、上記の政府アピールを受けて、1943年7月30日に、ウクライナ人に対して権利平等の原則に基づく共和国内での自由かつ完全な発展を保障し、占領当局との協力中止・共通の敵ドイツに対する共闘を呼びかける声明を発した。しかし同声明では、ウクライナ人の独立志向を理解し評価するとしながらも、同時に「我々は共和国の東部領を放棄はしない。そこではポーランド人が幾世紀にもわたってウクライナ人とともに住んできたのだし、ポーランド民族は当地の文明化と経済発展に多大なる貢献をしてきたのである」と言うことも忘れなかった⁽¹⁵⁾。

こうしたポーランド人のウクライナ人に対する文化的優越感、パターナリズムは、ルヴフ(リヴィウ)をはじめ現場の下部組織においてはいっそう顕著であった。そこではウクライナ人＝過激民族主義者の等式が一般化しており、ポーランド人が少数派であった東部領のポーランド化、ウクライナ人「不忠分子」の国外退去まで構想している例もあった⁽¹⁶⁾。このように、ポーランド人の旧態依然たる支配民族意識を垣間見せる彼らの声明が、ウクライナ人を満足させるものにはなりようがなかった。ましてや前述のように両民族の衝突はますます激化しており、両者間の合意が実現する可能性はきわめて低かった。

もっとも、第二次世界大戦によるポーランド国家崩壊、さらにはドイツのソ連侵攻を体験する中で民族意識を先鋭化させていたウクライナ人の要求を満足させるという点では、そもそもロンドン中央のテーゼ自体が不十分なものであった。1944年1月17日に亡命政府国内代表部の諮問機関「民族問題評議会 (Rada Narodowościowa)」が発表した決議文は、ウクライナ人に1) 民主的選挙に基づく地区・地域・県自治への参加、2) ウクライナ語による初等・中等教育、大学の設置、3) 行政・司法におけるウクライナ語の対等性、4) 行政機構・軍への参加、5) ポーランド人と同等の経済的発展・農地改革への平等な参加、を認め

13 ロヴェツキ少将からの亡命政府首相シコルスキ宛電文。 *Armia Krajowa w dokumentach 1939-1945*, tom II (London, 1976), pp.142, 334.

14 Ryszard Torzecki, “Polska myśl polityczna wobec kwestii ukraińskiej w czasie II wojny światowej (kraj i emigracja)” in *Polska—Polacy—mniejszości narodowe* (Wrocław, 1992), pp.381-382.

15 同上、p.384.

16 同上、pp.372-374

る旨勧告していた¹⁷⁾。このプログラムはそれまでのものに比して数段踏み込んだ内容だったとはいえ、最も穏健なウクライナ人政治勢力でさえ民族的自治を主張していた当時、これに対するウクライナ人側からの反応は何もなかった。

結局、1944年3月15日に国内のロンドン陣営が公表した、戦後構想の一つの集大成ともいえる国内政治代表機関「国民統一評議会 (Rada Jedności Narodowej)」の宣言「ポーランド国民は何のために闘っているか」では、戦後ポーランドにおける民族的少数派に関する箇所は次のようにまとめられた。

ポーランド民族はポーランド国家の領域内に居住する他の民族の利益を十分に考慮する。ポーランドは、これらの民族がポーランド国家に対し忠実また誠実であり、ポーランド民族の諸権利および諸利害に好意的であることを求める。その一方で、これらの民族との関係を政治的諸権利の平等の原則に拠らしめ、国家の統一性と全市民の公共の福祉の枠内で彼らに完全な文化的・経済的・社会的発展への条件を保障する¹⁸⁾。

国家の統一性において、政治的発展への条件はウクライナ人に保障されなかったのである。

このようにロンドン陣営は、ほとんどのウクライナ人勢力が少なくとも民族的自治を要求する中で、戦後のポーランド国家におけるウクライナ人の地位について現実的かつ建設的な構想を持たなかった。否、むしろ持ちえなかった。それは民族的少数派の統治に失敗した戦前の政府との法的連続性の主張、具体的には戦前のリガ国境不可侵というロンドン陣営側の大前提と、ウクライナ人側のますます先鋭化する民族的要求との決定的矛盾に由来する、一つの限界であった。

(2) 共産主義勢力

一方、戦後政権を掌握することになる共産主義勢力の大前提は、ソ連の領土要求に応えること、すなわち1939年9月以降のソ連によるポーランド旧東部領およびヴィルノ（ヴィルニウス）地方併合の既成事実を容認することであった。同勢力がポーランド国民に向けて発するアピールは、リガ国境回復を支持する圧倒的多数への配慮もあり、直接カーゾン線に言及することはなかった。しかし、ウクライナ人やベラルーシ人の民族自決権擁護を唱え、その文脈で国境線変更の可能性を記していた。

このカーゾン線という、民族分布に基づいた線を国境線とすることと、民族自決権擁護という論拠の提示は、一方で戦後ポーランドがポーランド人単一民族国家としてイメージされていたことを示唆している。確かに、亡命先のモスクワでポーランド人共産主義勢力の理論・政策形成に大きな影響を与えたランペ（Alfred Lampe）は、1943年4月に執筆した論文で、

復活したポーランド国家は国民国家 (państwo narodowe) となるだろう。(…)我々は民族的にポーランドの土地すべてを一つのポーランド国家にまとめることを望んでいる。(…)また我々はウクラ

17 同上、p.389.

18 *Armia Krajowa w dokumentach 1939-1945*, tom III (London, 1976), pp.364-365.

イナの、あるいはベラルーシ、リトアニアの土地を一かけらも自分たちに要求はしない。

と論じている⁽¹⁹⁾。

しかし、他方で、それはあくまでも「イメージ」であって、史料はポーランドの単一民族国家への再編成が戦時中から明確な政策目標として追求されていたわけではないことを物語っている。例えば、ポーランド国内における共産主義勢力の政党「ポーランド労働者党 (Polska Partia Robotnicza、以下「労働者党」と略記)」が1943年11月に公表した綱領宣言は、「国民はその民族的出自によらず平等に遇される。ポーランド国家の領域内にいる民族的少数派に対して、ポーランド民族に属することが特権的であってはならない」と、領土内の民族的少数派の存在を必ずしも否定してはいない⁽²⁰⁾。

むしろこれはウクライナ人らとの多民族共存の最終的な決意の表明ではない。ここで確認すべきは、ポーランド東部国境のカーゾン線、すなわち民族的国境線への変更を所与の条件としてあてがわれたポーランド共産主義勢力が、一方で単一民族国家志向を萌芽的に持ちあわせながらも、他方で民族的少数派を排除する具体的かつ最終的な手段に早々に着手したわけではないという事実である。

そのポーランド共産主義勢力は、1944年7月21日の「ポーランド国民解放委員会 (Polski Komitet Wyzwolenia Narodowego)」、いわゆる「ルブリン委員会」の発足とともに権力を掌握した。同委員会は7月27日、カーゾン線に若干の修正を施した新国境線に関する協定をソ連と締結した⁽²¹⁾。その結果、ルブリン委員会の施政地域に約70万人のウクライナ人を抱え込むことになった⁽²²⁾。施政地域の当時の住民数は約650万人と推定されており⁽²³⁾、ウクライナ人は決して無視しえない存在であった。実際に、ルブリン委員会・共産主義勢力は権力掌握後まもなく、大戦中にドイツ占領当局によって設立されたウクライナ人学校の処置や、農地改革における土地分配といった問題に直面している。そして、これらの問題への対応には、上記の単一民族国家志向と民族的少数派の権利擁護原則とが混在していた。

まず、ウクライナ人学校の処遇について見てみよう。ルブリン委員会発足後1ヶ月あまりの8月24日、学校行政の再編成に取り組むルブリン学区教育局は、ドイツ占領当局によって設立されたウクライナ人学校の処置に関して、その原則解体を指示した。またウクライナ人学校の新規設立に関しても、当該校区に40人以上のウクライナ人児童が居住し、かつポーランド人学校がない場合に限り住民の要望に鑑みて認めることもありえる、と厳しい条件をつけた⁽²⁴⁾。これに対して、9月2日に出されたルブリン委員会教育部(同委員会における「部」は省に相当)の指令では、「真の民主主義的な諸原則にしたがって」、「ポーランド領内に居住する諸民族の自由な発展と、各々の民族的特性を育成する権利を認める」との原則を謳い、児童数が40人に達し、要望がある場合にはウクライナ人学校の開設を認めな

19 Alfred Lampe, *O nową Polskę* (Warszawa, 1954), pp.249-252.

20 *Polska Partia Robotnicza. Dokumenty programowe 1942-1948* (Warszawa, 1984), p.156.

21 *Dokumenty i materiały*, VIII (Warszawa, 1974), pp.158-159.

22 Misilo, *Akcja "Wisła"*, p.11.

23 Andrzej Albert (Wojciech Roszkowski), *Najnowsza historia Polski 1914-1993*, 5th ed., tom 1 (London, 1994), p.601.

24 Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 1, pp.19-20.

ればならない、としていた⁽²⁵⁾。

他方、農地改革に関しては、9月10日にルブリンで開かれた労働者党郡書記・活動家集会において、次のようなやり取りがあった。すなわち、ウクライナ人やベラルーシ人も農地改革による土地付与の対象になるのかという質問に対し、党幹部は「ウクライナ人およびベラルーシ人が(住民交換協定実施の過程で)それぞれの共和国を選択することを目指さなければならない。それゆえに、特に土地が少ないところでは、原則としてこれらの住民を土地付与者のリストに加えるべきではない」と答えたのである⁽²⁶⁾。この集会の4日前、9月6日には農地改革に関するルブリン委員会政令が布告されていたが⁽²⁷⁾、施政地域が限られていたため改革に充当する土地の不足が予想されていた。支持基盤の拡大のためにも改革を急ぎたい共産主義勢力であったが、土地付与対象者を民族的帰属によって類別し、ポーランド人優遇・民族的少数派排除の方向性を垣間見せた発言であった。

しかし、こうした民族的少数派排除の方向性は、まだ具体的な一貫した政策には昇華しない。共産主義勢力が単一民族国家形成の意図を国内外に積極的にアピールするようになり、またウクライナ人徹底排除の方向に最終的に踏み出すのは、以下に見るように、政権担当者として実地に行政を担い、住民交換協定を実施する過程においてであった。次章では、ポーランド＝ウクライナ住民交換協定の内容、性格、実施過程について検討し、その過程で共産主義勢力が単一民族国家志向を顕在化させた背景を探りたい。

3. 住民交換協定に基づくウクライナ人の移住

(1) ポーランド＝ウクライナ住民交換協定とその実施過程

ポーランド＝ウクライナ住民交換協定は、1944年9月9日、ルブリンにて、ルブリン委員会とウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国との間で調印された。それはルブリン委員会が同日にベラルーシ、9月22日にリトアニア各ソヴィエト社会主義共和国と締結した同様の協定の一つであった。協定締結の背景としては、まず、ソ連領内に取り残される形となった数百万人単位のポーランド人がポーランドへの移住を願望し、ソ連側も自国領内にそうしたポーランド人の存在をおそらくは望まなかったことがあげられる⁽²⁸⁾。加えて、ポーランド側にもソ連側にも経済復興のための人的資源を確保する必要性があるなど、双方の思惑は一致していたといえる。

また国際的にも、民族問題解決手段としての住民交換に対する理解は第二次世界大戦以降広がりをを見せていた。ヴェルサイユ条約に付された民族的少数派保護規定がドイツなど膨張

25 Archiwum Akt Nowych [以下 AAN と略記], Polski Komitet Wyzwolenia Narodowego, Resort Oświaty, XIV/17, k.22, 24.

26 AAN, Sekretariat KC PPR, 295/VII-32, k.28.

27 *Dziennik Ustaw Rzeczypospolitej Polskiej*, 1944/ Nr 4, poz.17.

28 赤軍によるポーランド解放が見通しとして立っていた6月22日には、ソ連最高会議幹部会が政令を布告し、ソ連市民権を有するポーランド人が、ソ連で結成され赤軍と行動をともにするポーランド軍に入隊するか、同軍に対して積極的支援をする場合、市民権のポーランドへの変更を認めている。*Dokumenty i materiały*, VIII, pp.118-119. また、8月にはソ連ポーランド人を結集した「ポーランド愛国者同盟」の書記長ユシキエヴィチ (Aleksander Juszkiewicz) が、国内の全国国民評議会議長ヴェルト宛書簡で、ポーランド人の帰還願望と早期の引揚げ協定締結を訴えている。同上、pp.216-217.

主義的国家の他国への干渉の口実となった経験は、住民交換による民族問題処理を少なくとも必要悪とみなす傾向を強めていた。1945年8月のポツダム議定書において、ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリーに「ドイツ系住民の秩序ある移送」条項が適用されたことがそのことを象徴している。ポーランド＝ウクライナ住民交換協定は、直接的には、ソ連がポーランド東部領を占領・併合した既成事実を、民族自決権擁護という論拠によって正当化したことに起因している。しかし、より広く20世紀の歴史的な文脈からみれば、それはナショナリズムによる国民統合理念を柱とした、東欧「国民国家」体系の再編成の一環でもあった。

さて、住民交換協定の主な内容は、1939年9月17日、すなわちソ連によるポーランド侵攻以前のポーランド市民でウクライナ共和国領内に居住するポーランド人・ユダヤ人をポーランド領内に移送すること、同様にポーランド領内のウクライナ人・ベラルーシ人・ロシア人・ルテニア人⁽²⁹⁾をウクライナ共和国内に移送すること、その登録・移送に関しては住民の自由意志に基づき、強制はしないこと（傍点筆者）、とあり、実施期限は1944年10月15日から翌年2月1日までとなっていた。その他、移送に際して持ち出せる資産額、移送先での資産（特に農場）補償に関する取り決め、移送の手段等が定められていた。また住民状況の把握および移送の指揮監督のための人員として、双方から相手側領内に立ち退き問題担当政府全権、自国領内に立ち退き問題担当政府代表の派遣が見込まれた⁽³⁰⁾。

この協定に基づいて移住する資格を有した住民数は、在ルブリン・ウクライナ人立ち退き問題担当政府代表部が作成した一報告書によると、同代表部が管轄する三県（ルブリン、ジェシュフ、クラクフ）で125,949家族497,682人、うちウクライナ人は121,581家族480,201人であった⁽³¹⁾。しかしこの数字は未だ戦争が続く1944年時点での調査に基づいたものであり、また混血家族を含んでいなかったため、実際は数字に表れないウクライナ人も多かった。最近の研究では、1944年時点で新ポーランド領内に居住していたウクライナ人を前述のように約70万人と見積もっている。

協定の実施過程に関しては、協定で定められた期間が厳冬期と重なったこともあり、当初ウクライナ人立ち退きの目立った進展はみられなかった。1944年内のウクライナ人の立ち退きはわずかに2万人弱にとどまり⁽³²⁾、この状況は翌年2月の時点でも累計約7万人と、年が明けても変わらなかった⁽³³⁾。これら立ち退きウクライナ人は、主に土地を所有しない貧しい農業労働者や、戦争で破壊に遭った村落の住民だった。協定はこうした無産移住者にも移住先でコルホーズへの参加もしくは一定面積の土地獲得の権利を保障していた。結果的には、これらの移住者が真の意味で自由意志にしたがってポーランドを立ち退いたウクライナ人となった。

29 「ルテニア」は現在のウクライナ西部、ポーランド南東部にまたがる地域の歴史的な名称。協定中に使用されているポーランド語は *rusińska narodowość*（ルシン民族）。「カルパチア・ルーシ」あるいは「カルパチア・ウクライナ」ともいわれるように、主にカルパチア山脈山麓に居住。旧オーストリア領では「ウクライナ」の呼称よりも「ルーシ」あるいは「ルテニア」が長らく一般的で、言語的・文化的にウクライナ人と同じであっても、このように自称する者もいた。ポーランドにおいては「ウェムコ（レムコ）」の名でも知られる。注79参照。

30 AAN, Główny Przedstawiciel Rządu RP do Spraw Ewakuacji Ludności Ukraińskiej z Polski w Lublinie [以下 GPR d/s Ewak. w Lublinie と略記], 1; Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 1, pp.30-38.

31 AAN, GPR d/s Ewak. w Lublinie, 24, k.5.

32 12月10日の時点で5,035家族19,899人という統計が確認できる。AAN, GPR d/s Ewak. w Lublinie, 23, k.42.

33 後述の1945年2月13日の閣議における情報。Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 1, p.78.

ウクライナ人の立ち退きが進展しなかったのは、冬期という時期だけが問題だったのではない。多くのウクライナ人は農民であり、土地に対する執着があったほか、何代にもわたって住みつづけた故地を離れることの抵抗感も強く、さらにはソヴィエト体制に対する恐怖もあったに違いない。ルブリン委員会はウクライナ人立ち退きを促す目的で、1944年11月14日と12月1日の二度にわたって、出国に登録したウクライナ人からは農産物義務供出や納税等を滞納分も含め免除し、逆に非登録者からは厳格に徴収する旨指令を出した⁽³⁴⁾。これに対してウクライナ人は「牛や鶏の最後の一頭・一羽まで差し出そう、ただここに残ることができさえすれば」と唱えたという⁽³⁵⁾。当時はまだ対独戦が続いており、赤軍に従軍しているポーランド軍に対する農産物義務供出の負担は非常に厳しいものがあつた。ウクライナ人の残留意志の固さは、その義務供出免除の魅力をはるかに上回っていたのである。

このような遅々とした住民交換の実施状況をポーランド当局は好ましく思わなかった。同時期、ウクライナ共和国からはすでに10万人を超えるポーランド人引揚者がポーランドに流入していたという、きわめて不均衡な「交換」状況もその理由の一つである。期待ほど順調でないウクライナ人の移送状況を前に、住民交換協定の実施期限はまず1945年5月1日まで、続いて11月1日まで、最終的には1946年6月15日までと次々に延長された。ポーランド当局も間接的にウクライナ人に対して立ち退きへの圧力をかけるようになった。例えば、1945年2月13日、ポーランド臨時政府（1944年12月31日にルブリン委員会が改組・改称）は、閣僚評議会会議（閣議）において、立ち退きに同意はしたが実際に移住しようとするウクライナ人から税や農産物義務供出をきわめて厳格に徴収すること、また移送を妨害するウクライナ人地下活動に加わっている徴兵適齢の男子を軍の矯正部隊に送り込むことを決定している⁽³⁶⁾。

また、1945年の春にはウクライナ人立ち退きへの圧力となる別の要因も表面化した。ポーランド人地下組織および国家の公安隊（いわゆる「内務省軍」）による、武力行使も含む反ウクライナ人活動がそれである。ウクライナ人を襲撃したポーランド人は、旧国内軍系の地下部隊、民族右派からなる「国民武装勢力（Narodowe Siły Zbrojne）」の部隊、公安隊、さらには駐留していたソ連内務人民委員部（NKVD）部隊など、共産政権系か否かを問わなかった。ポーランド人のウクライナ人襲撃、それに対するウクライナ人地下部隊の報復といった応酬が繰り返され、民間ウクライナ人の移住が増加しはじめた。第1章で述べた両民族の根深い反目は、共産主義をも共通の敵とはなしえなかったのであつた。

襲撃の応酬が繰り返される一方で、5月になると旧国内軍系ポーランド人地下組織とUPA部隊との間で、非戦闘員への攻撃を停止する合意が散発的ながらも各地で成立した⁽³⁷⁾。これを契機として、一旦ウクライナ共和国に移住したウクライナ人がひそかにポーランド人引揚者に紛れて帰還する例も散見された。彼らによってもたらされた、戦争による破壊や厳しい食糧事情などウクライナ共和国での悪条件を伝える情報は、ウクライナ人出国の流れに抑制的に作用した⁽³⁸⁾。

34 Misilo, "Polska polityka narodowościowa wobec Ukraińców 1944-1947", p.394.

35 同上、p.395.

36 Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 1, pp.78-80.

37 Motyka i Wnuk, *Pany i rezuny*, pp.85-137.

38 AAN, *Generalny Pełnomocnik Rządu d/s Repatriacji*, 9, k.351, 433-434.

このような状況下、ポーランド国民統一臨時政府（1945年6月28日成立）は7月24日にウクライナ人の住民グループと会談を持ち、彼らの要求を聴取した。彼らの要求は、立ち退きに際しての自由意志原則の遵守、ウクライナ語による学校の再興、農地改革の恩恵享受、政治犯に対する特赦、ウクライナ人民主義政党結成の許可などであった。ここにおいてポーランド側は、ウクライナ人の要求実現による多民族共存か、協定中の自由意志原則を侵して彼らを排除するかの二者択一を迫られたわけである。ポーランド側は、一旦は住民交換作業の終結後という条件付きで特赦などに同意したものの、この会談を転機としてウクライナ人の徹底排除の方向に進みはじめた。この決定的な転機となった7月24日の会談の経緯を次節で検討することにした。

（2）ポーランド政府・ウクライナ人住民代表会談（1945年7月24日）

ワルシャワの行政管理省で行われた会談（以下必要に応じて「7月会談」と表記）には、ルブリン、ジェシュフ、クラクフの三県から10人のウクライナ人住民代表が首相名で招かれていた。会談に出席したウクライナ人は旧西ウクライナ共産党（戦前のポーランド共産党のウクライナ人自治支部）員など、ポーランド共産政権にとって都合がよいと思われた穏健派であり、住民交換の円滑な進展への協力取りつけが期待された。しかし、ウクライナ人代表らの要望は残留承認の線ではほぼ一致していた。会談では、まずジェシュフ県代表のコンスタンティノヴィチ（Jarosław Konstantynowicz）が以下のような要望を提示した。他の代表の発言とも大部分が重なるので、少し長くなるが引用しておく。

カーゾン線以西の地に居住するウクライナ人住民は、この土地を離れる意図はなく、ポーランド国家の成員としてのすべての権利を享受し、すべての義務を履行したいと望んでいる。このことに関して、ジェシュフ県のウクライナ人は、以下のことに可能性を開くよう要望する。

1) 信仰の自由、2) ウクライナ語による学校（初等、中等、職業）設立およびウクライナ人教師の配置、3) すべての高等教育機関へのウクライナ人受入れ許可、4) 協同組合（かつての協同組合活動の再開および新設）、5) ウクライナ協同組合銀行設立、6) ウクライナ人への資産返還、7) 農地改革の恩恵享受、8) ウクライナ人に不動産売却を禁じた政令の無効化、9) 特赦、10) ウクライナ人民主義政党設立、11) 行政職への門戸開放の可能性、12) ジェシュフ県のウクライナ人住民に対する態度の変更⁽³⁹⁾。

また多くのウクライナ人代表が、住民が残留を希望する理由として、ウクライナ人が圧倒的に農民であり土地への愛着が強いこと、混血家族が多いことをあげていた。

これらのウクライナ人の要望に対するポーランド側の反応については、会談で議論が集中した土地の問題、学校の問題、特赦とウクライナ人過激組織の問題といった個々の論点に沿って、以下で検討してみたい。

まず、土地問題についての反応を見てみよう。農民の土地への愛着の強さというウクライナ人が提示した論拠に対して、閣僚評議会官房長ジュニャク（Józef Żuniak）は次のように答えている。

39 AAN, Sekretariat KC PPR, 295/ VII-158, k.2; Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 1, p.147.

ウクライナ人が自分の土地にしがみつくと我々の経済にとって有益でないなら、我々はこのことを認めるわけにはいかない。(…)これは排外主義的な観点から言っているのではなく、純粋に経済的な観点から言っているのである。

続いて彼は「偉大なるウクライナ (Wielka Ukraina)」の存在を強調し、「私の考えではウクライナ人の場所はウクライナに存在する」と述べた⁽⁴⁰⁾。

このように、ウクライナ人の取り扱いが農地改革の遂行と関連づけて論じられていたことは興味深い。そもそもポーランドから退去したウクライナ人の土地自体が、農地改革に重要な役割を果たしている⁽⁴¹⁾。またこの頃、当地の行政当局では、ドイツから獲得する西部新領土(「回復領」)への移住による土地の細分化の防止、過剰農村人口の解消が検討されていた⁽⁴²⁾。7月会談でもポーランド側は、ウクライナ人が残留したとしても、ポーランド人住民と同等に(傍点筆者)西方への移住計画に含まれる可能性を予告している⁽⁴³⁾。政権にとって、ウクライナ人の残留は農地改革遂行の観点からも好ましくなかったのである。まして、ウクライナ人が要求したように、退去住民の土地を農地改革に充当せずにウクライナ人に返すことなど、考えてはいなかったであろう。

次に学校の問題を見てみよう。前述の通りルブリン委員会は、1944年9月の時点では一定の条件でウクライナ人学校の創設を認めていた。実際には現場の教育局長が学校設立を認めない場合や、ウクライナ人への立ち退き圧力手段として学校を閉鎖するという事例があったようである。7月会談の際には、ジュニャクは、これからどれほどのウクライナ人が退去し、残留するかわからない状況下、学校の問題は急を要すわけではなく、「(ポーランド国家は)5%のウクライナ人のためには学校設立はなしえない」と答えた⁽⁴⁴⁾。

最後に、ウクライナ人過激組織の問題については、ウクライナ人の反ポーランド的態度により現地の行政に支障が生じているとする行政管理省側の非難に対し、ウクライナ人住民代表は一樣に一般住民と過激派徒党との区別を強調し、大部分の住民は過激派に協力はしていないと訴えた。興味深いのは、一部のウクライナ人代表が過激派による移住活動妨害からの保護のために、あるいはより直接に過激派一掃のために軍の投入さえやむなしとする態度をとったことである⁽⁴⁵⁾。そうまでしてもなおポーランドにとどまりたいとの彼らの希望であったが⁽⁴⁶⁾、政権側はこうしたウクライナ人の過激派一掃への協力的態度さえ顧みなかった。そればかりか、逆に後に軍投入を決定する際の名分の一つとして利用したことは容易に想像できる。

40 AAN, Sekretariat KC PPR, 295/ VII-158, k.4; Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 1, p.150.

41 1950年初頭の時点で、旧ドイツ領を除く旧来のポーランド領において農民に分与された土地のうち、16.5%がウクライナ人ら東部諸民族の旧所有地からの充当であった。前掲拙稿「ポーランド『人民政権』の支配確立と民族的再編」17頁。

42 例えば、クラクフ県下のある村の副村長と知事との間で、村民の西方への移住問題を検討している書簡(1945年6月4日付)が確認できる。AAN, Prezydium Rady Ministrów, 2/17, k.27.

43 Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 1, p.158.

44 AAN, Sekretariat KC PPR, 295/ VII-158, k.5; Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 1, p.151.

45 AAN, Sekretariat KC PPR, 295/ VII-158, k.4; Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 1, p.151.

46 会談に出席したルブリン県代表コロロコ(Mikołaj Korolko、元西ウクライナ共産党員)は、数日後改めてウクライナ人住民の残留希望を訴え、UPA一掃のためにポーランド政権に積極的に協力するとの覚書をルブリン県知事に提出している。AAN, Prezydium Rady Ministrów, 2/23, k.40-41.

以上の議論を支配していたポーランド側の空気は、ジュニャクの次のような発言に代表させることができよう。

あなた方は一様に残留を望んでいるようだが、私はそれは不可能だと思う。(…)あなた方には偉大なるウクライナが存在する。あなた方の祖国に行くのが自然な要求ではなからうか。(…)ソ連との合意を経て、我々は民族的国境線を画定し、狭い意味での民族国家 (państwo narodowościowe) ではないにしても、国民国家 (państwo narodowe) になろうとする志向を持っている。我々は誰をも辱めようとはしないが、民族的少数派の問題は取り除きたいと望んでいる⁽⁴⁷⁾。

会談では、確かにウクライナ人側は「こんにちのポーランドは1939年のポーランドとは違うのであり、民族抑圧を容認はしない」との言質を得、政治犯の特赦も約束された。しかし、これらの要望実現は住民移送終結後という条件つきであった⁽⁴⁸⁾。これは実質的にはウクライナ人への権利保障などではなく、ウクライナ人の処理に関するフリーハンドを政権側に与えるものであった。

このように、7月会談は、政権を担う共産主義勢力がウクライナ人の民族的要求に直面することによって、時とともに表面化させていた彼らの単一民族国家志向を改めて自覚させる契機となった⁽⁴⁹⁾。ポーランド共産主義勢力は、政権掌握以来、ソ連からのポーランド人引揚者の流入、農地改革における土地不足、UPAのゲリラ活動など様々な問題に直面していた。国内における支持基盤が脆弱なまま政権を掌握した共産主義勢力にとって、これらの問題を着実に処理していくことはポーランド人に安寧秩序を保障する、「民族的利害の擁護者」としての政権像をアピールすることでもあった。何をおいてもまずポーランド人に対して政権の自己正当化を迫られていた共産主義勢力にとって、ウクライナ人住民代表が提示した民族的要求は過大なものだったのである。

(3) ウクライナ人の強制退去

7月会談でウクライナ人の要求実現による多民族共存か、協定中の自由意志原則を侵してまでの排除か、二者択一を迫られたポーランド側は明確に後者への道を歩みはじめる。しかもその際、ウクライナ人排除にあたって行政的圧力だけでは不十分として、軍の導入をも辞さなかった。ポーランド当局による軍動員の伏線が7月会談中のウクライナ人住民代表の態度にあることはすでに見た。加えて、1945年8月初めには、ウクライナ政府を代表してルブリンに派遣されていた立ち退き問題担当筆頭全権ピドヒルニイ (Микола Підгірний) が、UPAがウクライナ人の出国を阻害しているとしてポーランド政府に軍の出動を要請している⁽⁵⁰⁾。

47 AAN, Sekretariat KC PPR, 295/ VII-158, k.3; Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 1, p.148.

48 Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 1, pp.157-158.

49 同時期、ポーランドが実効支配していた旧ドイツ東部領・東プロイセン地方からのドイツ人追放に関しても、共産主義勢力は単一民族国家形成の論理でドイツ人排除を正当化している。拙稿『『民族の論理』によるポーランド共産主義勢力の権力正当化の試み—インターナショナリズムとナショナリズムのはざままで(1944-47年)』中山昭吉・松川克彦編『ヨーロッパ史研究の新地平—ポーランドからのまなざし』昭和堂、2000年、307頁。

50 Misilo, *Akcja "Wisła"*, p.15.

このように軍導入の名分が整いつつあった8月22日、国民統一臨時政府副首相ゴムウカ（Władysław Gomułka、労働者党書記長）の要請で行政管理相キェルニク（Władysław Kiernik、ポーランド農民党幹部）は、ポーランド軍司令官および第三、第八、第九歩兵師団長、ルブリンおよびジェシュフ県公安局長が参加する緊急会議を主催した。その会議はポーランド南東部のウクライナ人居住地域に上記3個歩兵師団を派遣することを決定し、あわせてルブリン・ジェシュフ両県の知事に対し、出国に未登録のウクライナ人から税・義務供出を至急取立てるよう指示した⁵¹。そして9月3日、現地に派遣されたポーランド軍はウクライナ人の強制退去に着手しはじめた。その際、ウクライナ人との血なまぐさい抗争も記憶に新しい西ウクライナ、特にヴォウイン出身の兵士を最前線部隊に配置したことが、強制退去の残虐性に拍車をかけたとされている⁵²。

これに対し、UPAは9月9日に実力行使に訴える指令を出し、ポーランド側の移住委員会、軍に対する武装攻撃、撤収する村落の焼き討ちを実行に移した⁵³。こうしたウクライナ人過激組織の実力行使はポーランド人住民にウクライナ人側からの脅威を実感させ、ポーランド人の「民族的利害の擁護者」を自任しつつ権力の自己正当化を図る共産政権に軍導入の大義名分を与える結果となった。

また、ウクライナ人強制退去への着手にあたっては、7月会談に出席したウクライナ人代表も含め、ギリシア・カトリック教会の主教などウクライナ人の精神的指導者層や知識人層を逮捕、国外追放してもいる。こうした知識人層の逮捕による穏健派リーダーの喪失は、UPAのような過激組織が唯一、ウクライナ人住民の民族的利益を保護する立場を担うという状況を生み出した。このことは、住民交換協定による移送終結後、UPAの過激テロ活動に対するウクライナ人住民の連帯責任を問い、なおも残留していたウクライナ人を今度はポーランド領内、とりわけ「回復領」へと強制的に分散移住させる、通称「ヴィスワ作戦」が発令され実施されるに至る、重要な伏線であった。

さて、12月14日には、住民交換協定の最終的な期日延長がポーランド・ウクライナ両政府の間で合意され、翌年1月15日までが登録期限、6月15日までが移送の実施期限と定められた⁵⁴。この最終的な期日指定を前に、ポーランド当局によるウクライナ人の強制移住はさらにその遂行速度を増した。年明け早々から3月にかけて、ポーランド軍はウクライナ共和国への移住を拒む住民が居住する村落を「平定」してまわった。

期日の迫る4月5日には「ジェシュフ」というコード名を持った作戦遂行部隊が創設され、すでにウクライナ人居住地域に展開していたポーランド軍3個師団、2個連隊、国境警備隊、公安隊、警官、公安局員を指揮下に置いた。作戦部隊の任務は、1946年7月1日までにウクライナ系住民をすべて移住させるべく、あらゆる支援を政府移住委員会に与えることとされた⁵⁵。4月26日、「ジェシュフ」作戦部隊指揮官モッソル少将（Stefan Mossor、ポーランド軍参謀本部次長）は、残留ウクライナ人全家族を6月15日の期日までに追放する命

51 同上。

52 同上。

53 Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 1, pp.200-202.

54 同上、pp.296-297.

55 Misilo, *Akcja "Wisła"*, p.16.

令を下した⁵⁶⁾。同命令によって地区ごとに退去家族数のノルマを課された各部隊は、競うようにウクライナ人の強制追放を遂行していった。

こうして、1945年9月に強権を発動して以降約25万人、「ジェシュフ作戦」が敢行された1946年の半年だけでも約17万人のウクライナ人がその意思に反してポーランドから追いやられた⁵⁷⁾。結局、住民交換協定の全期間を通じて48万人強のウクライナ人が退去した⁵⁸⁾。この結果、公式統計ではポーランド領内にウクライナ人はわずか1.5万人前後を残すのみという状態であった⁵⁹⁾。しかし、追放を逃れるために森に身を隠した者、再び越境して戻ってきた者、統計には表れない混血家族など、実際にはそれをはるかに上回る数のウクライナ人が残留していたという。

ポーランド側はなおも住民交換協定の期限延長を望んでいたとされるが、ソ連側がそれ以上の延長を拒み、住民交換の作業は1946年夏をもって終了した。ソ連側が延長を拒んだのは、ソヴィエト国家への移住をいつまでも渋っていた住民をさらに受け入れることを嫌ったということが考えられる。ともあれ、ポーランド当局は以後残留ウクライナ人を国内問題として扱うことになる。そして1947年春、UPAによる当時の国防次官暗殺事件に際してウクライナ人全体に連帯責任を負わせ、「回復領」へと強制移住させる「ヴィスワ作戦」を敢行したのであった。次章では、その「ヴィスワ作戦」の経緯に検討を加え、民族的少数派問題としてのウクライナ人問題が最終的に「解決」される過程を概観したい。

4. 「ヴィスワ作戦」

(1) 住民交換協定終結後の状況

前章で見たように、住民交換協定の実施が終結した段階で、残留ウクライナ人は数的にはまったく取るに足らない存在となった。にもかかわらず、その後もポーランド当局、特に軍はUPA部隊の残存を口実にウクライナ人徹底排除の方向でことにあたっていく。そこに介在する論理として、前章では政権を担う共産主義勢力が顕在化させた単一民族国家志向を指摘してきた。

しかし、これほどまでの徹底ぶりを説明するためには、もう一つの見落とすことのできない、重要な論理に着目する必要がある。それは、共産主義勢力が、自身に対する反対勢力として存在する可能性をウクライナ人に見出したことである。言葉を換えるなら、ウクライナ人の徹底排除は、反対勢力を徹底して弾圧する、共産主義勢力の全体主義的性向の発露でもあったのである。

前述の7月会談では、ウクライナ人住民代表が民主主義政党設立許可を要求しているが、これは共産主義勢力には受け入れがたい、過大な要求であったことが推測できる。というの

56 Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 2, p.106.

57 AAN, GPR d/s Ewak. w Lublinie, 23, k.16-30.

58 協定期日後7月5日までの統計では121,997家族480,305人、7月15日時点では122,353家族481,653人、8月2日の時点で122,452家族482,107人という統計が確認できる。AAN, GPR d/s Ewak. w Lublinie, 23, k.2-3; 同23, k.16; 同24, k.6.

59 上注と同じ史料から、7月5日時点で3,239家族14,325人、7月15日時点で3,549家族15,774人、8月2日時点で3,849家族16,789人という数字が確認できる。

は、この1945年7月末というのは、英米も承認する国民統一臨時政府の発足に伴い、元亡命政府首相のミコワイチク (Stanisław Mikołajczyk) が帰国・入閣し、合法反対派としての農民党勢力の結集を図っていた時期と合致するからである。ミコワイチクの動きは、それまで共産主義勢力が念入りに作り上げてきた、彼らのヘゲモニーが脅かされない程度の複数政党システムを根底から動揺させるものであった。こうした微妙な時期に、共産主義勢力が政党設立の動きに敏感になっていたことは十分考えられることである。

議論をウクライナ人排除の過程に戻すと、前章で見た「ジェシュフ」作戦部隊は住民交換協定終結後も動員解除とならず、UPA部隊・残留ウクライナ人の捜索に従事した⁽⁶⁰⁾。先回りして結果を述べると、これら残留ウクライナ人は、1947年3月28日に国防次官シフェルチェフスキ大將 (Karol Świerczewski、労働者党中央委員) がUPAゲリラに殺害された事件の連帯責任を問われ、西部・北部の「回復領」へと強制的に移住させられた。この「ヴィスワ作戦」に結実する国内での強制移住という手段は、シフェルチェフスキ暗殺に対して報復的に決行された、偶発的・突発的な思いつきでは決してない。実はポーランド当局は、軍を中心に、すでに1946年秋の時点で残留ウクライナ人の「回復領」への強制移住を立案している。「ヴィスワ作戦」の準備はシフェルチェフスキ暗殺事件の時点ですでに整っていたのである。以下、その経緯を概観しておこう。

1946年11月、軍参謀本部作戦部長ステツァ少將 (Ostap Steca) は、反体制「徒党」との闘争に関する報告書の中で、ウクライナ人を「国家的観点から見て、将来これらの住民から忠誠を期待できない」と断じ、UPAを支援する混血家族も含め「回復領の、治安機関の恒常的な統制下に置かれたある所定の場所へと強制移住させるという方法で」このウクライナ人問題を解決しうる、と分析した。この報告書は翌月には国防省・公安省幹部をはじめ、全国国民評議会議長 (当時は国家元首に相当) ビェルト (Bolesław Bierut)、副首相兼回復領土相ゴムウカから労働者党幹部にも送付された⁽⁶¹⁾。

1947年1月31日には、ウクライナ人居住地の軍部隊に残留ウクライナ人家族の統計作成が指示された⁽⁶²⁾。参謀本部次長モツソルは国家保安委員会 (Państwowa Komisja Bezpieczeństwa) に送付した2月20日付の報告書において、ジェシュフ県における残留ウクライナ人を20,306人とする調査結果を記している。そしてこの報告書でモツソルは、同統計には含まれない多数の混血家族を含め、全ウクライナ人「一家族一家族を回復領全土に分散させ、早期に同化させる精力的な移住」を春に実施することが「不可欠」であるとの見解を表明したのである⁽⁶³⁾。

もはやウクライナ人が排除の対象でしかないことを示したもう一つの事例は、総選挙 (1月19日) 後の制憲国会で成立した特赦法で、UPA兵士はその適用外と解釈されたことである⁽⁶⁴⁾。共産主義勢力は国民統一臨時政府が成立した直後の1945年8月2日、そしてこの総選挙後の1947年2月20日と、節目節目に特赦令を発し地下組織の抵抗力を削ごうと試みて

60 1946年9月に入ってから「ジェシュフ」作戦部隊活動報告が確認できる。Misilo, *Repatriacja czy deportacja*, tom 2, pp.308-309.

61 同上, pp.344-347.

62 Misilo, *Akcja "Wisła"*, pp.42-43.

63 同上, p.53.

64 国会での法相答弁。同上, p.61.

きた⁶⁵⁾。これはゴムウカが中心となって推進した「国民統合 (jedność narodowa)」路線の一環であったが⁶⁶⁾、ウクライナ人民族主義者は国民の範疇外とされていたことになる。

こうしてウクライナ人問題の「最終的解決」に向けて着々と準備が整えられていった3月27日、モッソルは国家保安委員会会議にてウクライナ人強制移住を「今日的課題」として提示し、会議も然るべき措置をとる旨決議をした⁶⁷⁾。その翌日、シフェルチェフスキが暗殺されたのであった⁶⁸⁾。

この事件はウクライナ人の最終的排除に向けて申し分のない大義名分を提供した。共産主義勢力はシフェルチェフスキ暗殺の第一報を受けた翌日に労働者党政治局会議を招集し、対策を協議した。そして「ウクライナ人抑圧策」として以下の三点を決議した。すなわち、1. 早期に「ウクライナ人および混血家族を回復領 (特に北部プロイセン) へ、集住したグループを作らせず、また国境から100キロメートル以遠に移住させる」こと、2. 「強制移住実施に関してソ連およびチェコスロヴァキア政府と合意する」こと、3. 1週間以内にウクライナ人に関する統計を作成し、移住計画を立案すること、の三点である⁶⁹⁾。この3月29日の政治局決定は、暗殺事件に関する現地公安委員会からの公式報告を待たずして、異例の速さで行われたものであった。

ところで、この決定の第2項にあるように、こうした作戦ではソ連との協力は欠かせなかった。そこで、本稿で検討してきたポーランド共産主義勢力の一連の対ウクライナ人政策に対するソ連の関与が問題となる。「ヴィスワ作戦」に関しては、一方で同作戦はモスクワで立案されたとする見解がある⁷⁰⁾。しかし他方で、3月29日の政治局決定がポーランド共産主義勢力独自の判断であったことを示唆する史料も存在する。それによると、政治局決定直後の4月2日、行政管理次官兼立ち退き問題担当政府筆頭全権ヴォルスキ (Władysław Wolski、労働者党中央委員) がソ連大使館を突然訪問し、政治局がシフェルチェフスキ暗殺事件の興奮の中で「ソ連政府の合意を取りつけることなく」、かくも重要な決定を下したことを「自らの義務感から」大使に報告している⁷¹⁾。現段階の史料状況では、作戦の立案・決定のイニシアティブの所在を明確にすることはできない。しかし、当時のポーランド共産主義勢力のソ連共産党に対する従属関係や、ポーランド軍・公安隊に占める赤軍派遣将校・顧問の存在⁷²⁾、赤軍・NKVD (1946年3月以降内務省軍) 部隊のポーランド駐留といった事実から、イニシアティブの所在はともかく、政策実施過程で緊密な連絡・協力があったことは疑いえない。

いずれにせよ、前年末から軍が着々と準備してきたウクライナ人強制移住作戦に、当時政

65) *Dziennik Ustaw Rzeczypospolitej Polskiej*, 1945/ Nr 28, poz.172; 1947/ Nr 20, poz.78.

66) ポーランド共産主義勢力の「国民統合」路線については、前掲拙稿『「民族の論理」によるポーランド共産主義勢力の権力正当化の試み』300-304頁。

67) Misilo, *Akcja "Wisła"*, pp.60-61.

68) シフェルチェフスキ暗殺事件に関しては、あまりのタイミングのよさに謀略説など様々な憶測を呼んできたが、確証はされていない。

69) AAN, *Biuro Polityczne KC PPR*, 295/ V-3, k.16; Misilo, *Akcja "Wisła"*, p.65.

70) 例えば、Ryszard Torzecki, "Wisła zaczęła się w Moskwie," *Gazeta Wyborcza*, 20.V.1997. 1947年2月にベリヤとウクライナ共和国内務省のトップ、サフチェンコによって立案されたとするが、典拠は記されていない。

71) *Восточная Европа в документах российских архивов 1944-1953 гг. Т.1. 1944-1948 гг. Москва—Новосибирск*, 1997. С.596-597.

72) 前述のポーランド軍参謀本部作戦部長のステツァ少将も、1944年4月以来ポーランド軍に派遣されている赤軍将校であった。

策決定の実質的な最高機関であった労働者党政治局が実施の承認を与えたのであった。続く4月11日の政治局会議では、「ジェシュフ作戦」に引き続きモッソルを司令官とする作戦部隊の創設が決定され、作戦開始は2週間後とされた⁽⁷³⁾。この政治局決定を受けて、モッソルは4月16日付で作戦計画を作成し、同日の労働者党政治局会議、さらには国家保安委員会会議に付託した。その計画によると、創設された作戦部隊は「ポーランドにおけるウクライナ人問題を最終的に解決する」ことを任務とし、作戦区域別に二波に分けて兵力を配置することになっていた⁽⁷⁴⁾。なお、この日の国家保安委員会会議で作戦部隊のコード名を「ヴィスワ」とすることが決定された⁽⁷⁵⁾。またこの間、4月14日には、チェコスロヴァキア・ソ連両政府に4月20日から約2ヶ月間の国境封鎖を要請している⁽⁷⁶⁾。シフェルチェフスキ暗殺後、驚くべき速さで政治的決定が下され、周到に準備された軍の計画は暗殺事件後1ヶ月を経ずして実行に移されようとしていた。

(2) 「ヴィスワ作戦」

1947年4月28日午前4時、「ヴィスワ」作戦部隊はその任務遂行に着手した。作戦部隊の兵力は歩兵師団5個に公安隊師団1個をあわせた約1.7万人、これに警官隊500人を加えた規模であった。2月の時点で約2万人と見積もられたジェシュフ県における残留ウクライナ人数は、作戦開始直前の見積もりで7.4万人に大幅に上方修正されていた⁽⁷⁷⁾。しかし、交戦能力を有するウクライナ人が1000人を超えるか超えないかという状況では、この2万人に迫るポーランド側の兵力は圧倒的、いやむしろ過剰であった。

「ヴィスワ」作戦部隊はこの圧倒的な人員・装備をもって当該村落を嚴重に包囲して住民を集合させ、数時間の準備時間を与えた上で即日立ち退きを強要した。この作戦では混血家族も全員が立ち退きの対象となった。集合場所では点呼、資産目録の作成などが行われ、UPA協力者として公安当局や軍のリストに記載されていた者、あるいは当日不審に思われた者は逮捕され、収容所に送られた⁽⁷⁸⁾。その際、「UPA協力者」をどう定義するかに関して合意がほとんどなかったため、結果的に作戦遂行は過酷をきわめることになった。

6月初頭には「ヴィスワ作戦」の第二波が開始される。この第二波では、クラクフ県南東部からジェシュフ県南部にかけての山麓に居住するウェムコ（レムコ）人も作戦の対象となった。ギリシア・カトリック教徒が多いウェムコ人は文化的・言語的にはウクライナ人の一派とされるが、自らを「ウェムコ」または「ルスナク」としてウクライナ人とは一線を画した意識をもつ者も少なくなかった。UPAとの関連もほとんどなかったにもかかわらず、住民交換や「ヴィスワ作戦」の過程ではウクライナ人同様に排除の対象となった⁽⁷⁹⁾。

73 AAN, Biuro Polityczne KC PPR, 295/ V-3, k.37; Misilo, *Akcja "Wisła"*, p.91.

74 Misilo, *Akcja "Wisła"*, pp.93-97.

75 同上、p.92.

76 同上、pp.89-90.

77 同上、p.98. ルブリン県、クラクフ県の残留ウクライナ人数に関しては、作戦部隊は正確な統計資料を持ち合わせなかった。

78 主な収容施設はオシフェンチム（アウシュヴィッツ）近郊のヤヴォジノにあった。ヤヴォジノ収容所は、ナチス時代にはオシフェンチム絶滅収容所の支所として使用されていた。

79 近年、ウェムコに関する研究・文献も増加傾向にある。例えば Jerzy Czajkowski, ed., *Lemkowie w historii i kulturze Karpat*, 1-2 (Sanok, 1994-1995); Ewa Michna, *Lemkowie. Grupa etniczna czy naród?* (Kraków, 1995); Wojciech Sitka, ed., *Mniejszość w warunkach zagrożenia. Pamiętniki Lemków* (Wrocław, 1996); Julian Kwiek,

6月後半になると作戦区域をルブリン県にまで拡大し、ウクライナ人居住地全域に「ヴィスワ」作戦部隊が展開することとなった。7月に入ると司令官モッソルは、15日までに残留ウクライナ人の最終的移住によって作戦区域を「完全浄化し (doczyścić)」, UPA部隊を容赦なく根絶する命令を発令した⁽⁸⁰⁾。こうして7月29日に動員が解除されるまで、「ヴィスワ」作戦部隊は徹底的にUPA部隊の掃討とウクライナ人の強制退去に取り組んだ。作戦部隊の解散後もいわば「残党狩り」の部隊を残し、UPA兵士および民間ウクライナ人の捜索に従事した。

こうして4月28日の作戦開始以来3ヶ月にわたる「ヴィスワ作戦」によって、混血家族を含む14万人を超えるウクライナ人が「回復領」へと強制移住させられた⁽⁸¹⁾。UPA部隊もポーランド領内からはほぼ一掃された。「回復領」では、最貧地帯とされる旧東プロイセンのオルシュティン県やポモージェ地方のコシャリン県を中心に9県にわたって移住先が指定された(地図2参照)⁽⁸²⁾。さらに、各定住先では労働者党政治局決定にしたがって、「対ポーランド人比率が10%を超えないように」ウクライナ人の集住が避けられ、ウクライナ人は各地に分散した⁽⁸³⁾。以降ウクライナ人は、スターリン主義の時代を迎え、民族的権利を何ら認められることなく同化を強いられることになったのであった。

このように、「ヴィスワ作戦」は戦前のポーランドにおける最大の民族的少数派問題であったウクライナ人問題をひとまず「解決」した。ここで確認しておくべきことは、まず、ポーランド当局がウクライナ人社会全体にUPA犯行の連帯責任を負わせ、無差別に移住を強いたことである。例えば、「ヴィスワ作戦」が正式には終結し、「残党狩り」が遂行されはじめた8月1日、国家保安委員会はクラクフ・ルブリン両管区司令部に対し、残留ウクライナ人を「政権への忠誠度や党派的所属に関わらず」退去させる旨指示を出している。労働者党員や元共産系パルチザン兵士であるウクライナ人さえも、移住先での相対的優遇は認められたものの強制移住の対象となったのである⁽⁸⁴⁾。モッソルの作戦計画に記されたように、文字通りの「ウクライナ人問題の最終的解決」が期されたのであった。

また、「ヴィスワ作戦」に際して共産主義勢力がどのようなプロパガンダを展開したかも確認しておきたい。予想に反して、共産主義勢力のプロパガンダの力点はUPAの「反共」的性格の強調ではなく、もっぱら「反ポーランド」的性格の強調にあった。「ヴィスワ作戦」前夜の4月23日、ある連隊で布告された政治教宣部の檄文には「(…) これらファシストの徒党〔UPA〕は我々の民を略奪し、殺している。兵士諸君！我々にとって民族の声とは神聖なのである」との文言がある⁽⁸⁵⁾。続く25日に「ヴィスワ」作戦部隊付政治教宣部が配布し

⁸⁰ Żydzi, Lemkowie, Słowacy w województwie krakowskim w latach 1945-1949/50 (Krakow, 1998).

⁸⁰ Misilo, *Akcja "Wisła"*, pp.328-334.

⁸¹ 作戦部隊作成の統計によれば、作戦部隊解散後の追加移送分を含め140,575人、うちクラクフ県より10,510人、ジェシュフ県より85,339人、ルブリン県より44,726人とあるが、この数字は厳密な正確さを欠くとされている。同上、p.32.

⁸² 前注と同様に厳密さを欠くとされる数字であるが、参考のために県別の移住受け入れ人数を記しておく。ビャウイストク県995人、グダンスク県5,280人、コシャリン県31,169人、オルシュティン県56,625人、オボレ県2,542人、ボズナン県1,437人、シュチェチン県15,058人、ヴロツワフ県15,491人、ジェローナ・グラ県10,870人。同上、pp.443-445.

⁸³ 7月3日の政治局会議。AAN, Biuro Polityczne KC PPR, 295/ V-3, k.96; Misilo, *Akcja "Wisła"*, pp.324-325.

⁸⁴ Misilo, *Akcja "Wisła"*, pp.382-383.

⁸⁵ 同上、p.168.

た兵士向けハンドブックでは、UPA（バンデラー一味）をかつてのナチズムの同盟者・ファシストと定義し、ポーランド国家の安寧秩序のためにこれらの徒党と全力で戦うことが「諸君の義務であり、かつポーランドの一族の利害がこれを求めている」と訴えた（強調は原文）。さらに、

兵士諸君！覚えておこう、バンデラー一味が放つ裏切りの銃弾によって諸君の友人が多数命を失ったことを。その銃弾によって、国防次官カロール・シフェルチェフスキ大将が命を落としたことを⁽⁸⁶⁾。

と、シフェルチェフスキ暗殺後に広まっていた反ウクライナ人意識・報復意識を煽りたてた。「民族的利害の擁護者」を自任する共産主義勢力にとって、一連のウクライナ人問題は格好のプロパガンダ材料であった。

共産主義勢力のプロパガンダ政策と関連してもう一つ確認しておくべきは、「ヴィスワ作戦」始動の口実となったUPAの実勢力がいかほどのものであったのかという点である。当時UPAの活動は明白に弱体化・沈静化しており、交戦もUPA側が強いられた状況でのみ行っていたのが実情であった。UPAの襲撃による民間人犠牲者数も、ウクライナ人居住三県で1945年に368人、46年に98人、47年に16人に過ぎず⁽⁸⁷⁾、UPAの脅威を強調する政権のプロパガンダは明らかに誇大なものであった。実際、軍内部の報告書では、UPAへの言及は重要な位置を占めていない⁽⁸⁸⁾。

この点で、政権のウクライナ人問題への対処は、ロンドン陣営に対する徹底した弾圧と同じ平面で語ることも可能である。事実、共産主義勢力が用いた、相手の勢力や活動を実際以上に誇張してその脅威を訴え、テロルを含む強硬手段をもって「平定」していく方法は、ウクライナ人に対するそれと反共地下組織に対するそれとで著しい類似性を示している。ウクライナ人問題の「解決」過程に共産主義勢力の全体主義的性向の発露を見る理由はこの点にもある。戦後ポーランドの単一民族国家化は「民族浄化」ということも可能なほどの徹底性を見せたが、その徹底性は共産主義勢力が民族的再編の遂行者であったことによって貫徹されたのである。

おわりに

以上の議論を通じて、戦後ポーランドにおける民族的少数派問題としてのウクライナ人問題の「解決」過程を検討してきた。繰り返し述べるように、共産主義勢力は当初、単一民族国家志向を潜在させつつも、軍を導入してまでも徹底的にウクライナ人を排除していく意図は持ち合わせていなかった。しかし、そもそも第二次世界大戦という戦争では、ナチス・ドイツの人種イデオロギーが強烈なインパクトを持ち、民族の「抹殺」を目の当たりにした東

86 同上、pp.188-189.

87 同上、p.21.

88 例えば1947年2月10日付第八師団長の報告書では、管掌地域におけるUPA勢力を265人と見積もっている。そして、これに対処するには国境警備隊、鉄道警備隊、オルモ（武装警察予備隊）、警官隊、公安局員だけで十分と分析し、自師団の本拠駐屯地への撤収を国防相に要請している。同上、pp.45-48.

欧の人びとの民族意識を鋭敏なものにしていた。ましてポーランド人とウクライナ人は、ともにドイツおよびソ連占領下の被支配民族としてありながら、積年の反目を民間人同士の流血の衝突にまで激化させていたのである。戦後における両民族共存の可能性はむしろ皆無ではないにせよ、きわめて低かったといわざるをえない。

そこに、国内における支持基盤が脆弱なまま共産主義勢力が政権を樹立したのである。彼らにとって、民族問題は国民統合のための効果的な手段であり、いわば実入りのいい「得点源」であった。そして一旦排除に踏み切ると、「民族浄化」ともいえるほどの徹底ぶりを見せた。本稿ではそこに介在するもう一つの論理として、反対派の存在を本質的に肯んじない共産主義勢力の全体主義的性向の発露をも指摘した。

戦後ポーランドにおけるウクライナ人問題の「解決」は、ドイツの東進にはじまりソ連の西進で終わった第二次世界大戦を契機とする、東欧における「国民国家」体系再編の一環として広くは位置づけることも可能であろう。しかし、そうした要因のみで、あるいはポーランド・ウクライナ両民族の歴史における反目の蓄積という要因のみで、あるいは共産主義勢力の暴力的性格という要因のみでその過程を論じると、きわめて一面的な議論に陥ってしまう。特に、安直な共産政権全体主義論では重要な論点が多く捨象されてしまう。戦後ポーランドにおけるウクライナ人問題の全体像は、当時支配確立の途上にあり、その政治ダイナミズムの中で単一民族国家志向を顕在化させた、共産主義勢力がその遂行者であった事実を踏まえて初めて得ることができる。それは、当時のポーランドがおかれた歴史的・時代的特性を触媒として、上に述べた諸要因が錯綜して生じた結果なのであり、その重層性にこそ注意が払われるべきである。

なお本稿では、ポーランド側の行動の論理解明に重きをおいた結果、それに対するウクライナ人、とりわけ民族主義者の反応・行動あるいは彼らの思想・構想に関してほとんど触れることはできなかった。UPAの実像にもほとんど迫っていない⁸⁹⁾。実はそれらの解明は、ウクライナ人民族主義者の活動がポーランド、ソ連、チェコスロヴァキア、ルーマニア、ドイツ、ジュネーヴ、ローマ（この二都市にはOUN執行部が置かれた）、あるいは合衆国、カナダと実に多国籍にまたがっているために一筋縄ではいかない。ウクライナ史研究者はもちろんのこと、ポーランド史、ソ連史、ドイツ史、ディアスポラ史等々、各方面の研究者同士の対話が望まれる所以である。そうした一国史の枠を越える視野を持って初めて、東欧の歴史的・地域的全体構造の中にウクライナ問題を位置づけることが可能となろう。

89 ウクライナ人民族主義者、UPAの活動に関する文献は史料・研究とも数多く存在するが、ここではそれぞれ代表的なものを数点あげるとどめる。Літопис Української Повстанської Армії. 9 Т. Торонто, 1977-1983; *Володимир Сергійчук*. ОУН-УПА в роки війни. Нові документи і матеріали. Київ, 1996; John Armstrong, *Ukrainian Nationalism*, 3rd ed. (Englewood, Colorado: Ukrainian Academic Press, 1990).

付 表

表1 1992年のポーランド国家の民族構成推計

(民族)	(千人)	(%)
ポーランド人	37,486	97.6
ドイツ人	350	0.9
ウクライナ人	265	0.7
ベラルーシ人	215	0.5
ロマ人 (ジプシー)	25	0.1
スロヴァキア人	20	0.1
ユダヤ人	15	0.0
ロシア人	13	0.0
リトアニア人	9	0.0
その他	20	0.1
計	38,418	100.0

出典) Piotr Eberhardt, *Między Rosją a Niemcami. Przemiany narodowościowe w Europie Środkowo-Wschodniej w XX w.* (Warszawa, 1996), p.131.

表2 使用言語による民族分類 (1931年公式統計)

(民族)	(千人)	(%)
ポーランド人	21,993.4	68.9
ウクライナ人	4,441.6	13.9
ユダヤ人	2732.6	8.6
ベラルーシ人	1697.0	5.3
ドイツ人	741.0	2.3
ロシア人	138.7	0.4
リトアニア人	78.4	0.3
チェコ人	31.3	0.1
その他	61.8	0.2
計	31,915.8	100.0

出典) *Mały rocznik statystyczny 1937* (Warszawa, 1937), pp.21-22.

表3 宗派別住民構成（1931年公式統計）

(宗派)	(千人)	(%)
ローマ・カトリック	20,670.1	64.8
正教	3,762.5	11.8
ギリシア・カトリック（合同教会）	3,336.2	10.4
ユダヤ教	3,113.9	9.8
プロテスタント	835.2	2.6
その他	197.9	0.6
計	31,915.8	100.0

出典) *Mały rocznik statystyczny 1937* (Warszawa, 1937), pp.23-24.

表4 エーベルハルトの算出による1931年の民族構成

(民族)	戦後国境以東		戦後国境以西		総計	
	(千人)	(%)	(千人)	(%)	(千人)	(%)
ポーランド人	3,150.9	29.3	17,849.3	83.7	21,000.2	65.4
ウクライナ人	4,445.0	41.3	597.5	2.8	5,042.5	15.7
ユダヤ人	1,002.1	9.3	2,047.9	9.6	3,050.0	9.5
ベラルーシ人	1,822.5	16.9	134.1	0.6	1,956.6	6.1
ドイツ人	88.4	0.8	659.9	3.1	748.3	2.3
その他	263.1	2.4	46.6	0.2	309.7	1.0
計	10,772.0	100.0	21,335.3	100.0	32,107.3	100.0

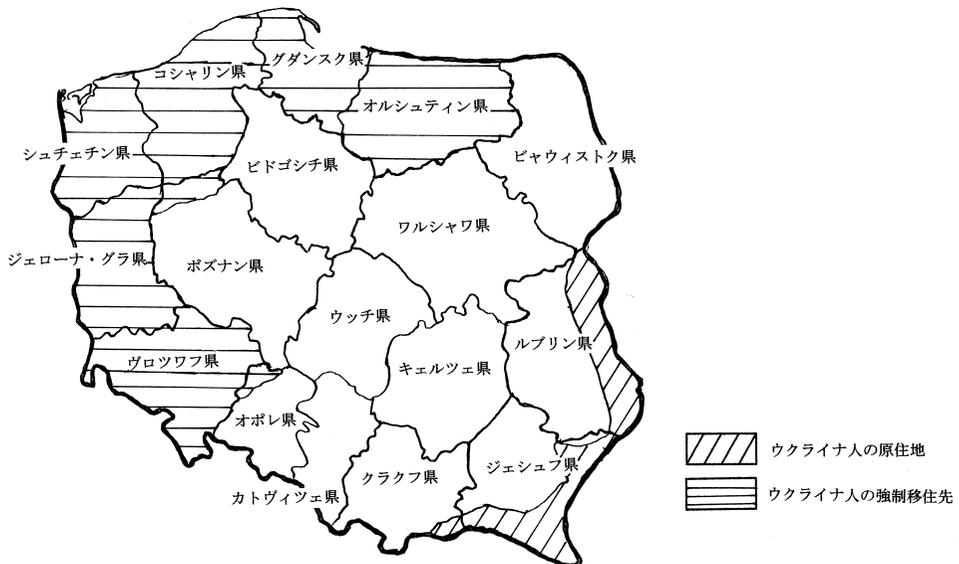
出典) Eberhardt, *Między Rosją a Niemcami*, p.106.

地図1 第二次世界大戦後の国境変更



Paul Robert Magocsi, *Historical Atlas of East Central Europe* (Seattle-London: University of Washington Press, 1993), p.161 より作成。

地図2 「ヴィスワ作戦」当時のポーランド行政区分



Eugeniusz Misilo, ed., *Akcja "Wisła." Dokumenty* (Warszawa, 1993), p.449 より作成。

The “Ukrainian Problem” and the Process of the Establishment of Communist Rule in Poland

YOSHIOKA Jun

After World War II Poland experienced a drastic change in the ethno-national composition of the state as a result of the exclusion of national minorities following the shift of her frontiers. The new Polish-Soviet frontier follows quite closely the so-called Curzon line that was considered as the ethnographical borderline between Poles and Ukrainians. In consequence of this shift of frontiers most Ukrainians, the largest national minority in prewar Poland, found themselves on the territory of the Ukrainian Soviet Socialist Republic, or Soviet Ukraine, while it is estimated that there remained as many as 700,000 Ukrainians on the Polish side. By the summer of 1947, these Ukrainians had been excluded from Polish society. The purpose of this article is to examine how the Ukrainian minority problem was settled in postwar Poland and to demonstrate the decisive role played by the Communists in this settlement.

At first, resettlements of Ukrainians were carried out on the authority of an agreement on the exchange of populations concluded by the Polish Committee of National Liberation, or the Lublin Committee, with Soviet Ukraine on September 9, 1944. It was stated in the agreement that Poles and Jews who had been citizens of Poland before September 17, 1939 and were living in Soviet Ukraine could be evacuated to Poland. Correspondingly, Ukrainians living in postwar Poland could choose Soviet citizenship and move into Soviet Ukraine. Moreover, according to the agreement, the transfers were to be voluntary. In the course of the implementation of the agreement, however, the Polish authorities, the core of which consisted of Communists, set about to deport Ukrainians, abandoning the principle of free will. When the deportations were completed in the summer of 1946, a total of 482,000 Ukrainians, many of these forcibly, had left their homeland and had been deported to Soviet Ukraine.

The second and “final” act of the solution of the “Ukrainian problem” in Poland was Operation “Vistula” executed by the Polish Army with Communist political support. The aim of this operation was to resettle the whole of the remaining Ukrainians including mixed marriage families in ex-German territories allotted to Poland, or the Recovered Territories, where they were planned to be dispersed so as not to form their own community. They were expected to assimilate quickly into Polish society there. Operation “Vistula” began on April 28, 1947 under the pretext that the whole Ukrainian population was collectively responsible for the assassination of the Vice-Minister of Defense by the Ukrainian Insurgent Army, or the UPA. By the end of July, Operation “Vistula” resettled about 140,000 Ukrainians. In this way the “Ukrainian problem” in postwar Poland was solved by force.

Such thorough exclusion of Ukrainians to the extent it could be called “ethnic cleansing” can be explained by a historical factor, that is, the long-standing antagonism between the two nations. It was above all World War II which sharpened national consciousness among these ruled nations and aggravated this antagonism. Memories of the bloody conflict in Volhynia that had entangled Polish and Ukrainian civilians as well as combatants made it difficult to live together in one state.

But it is important to bear in mind that the Communists were the executors of the exclusion policy. The Communists, who had seized power lacking the support from the masses, came to call themselves the defenders of Polish national interests, propagandizing the danger of “German revanchism,” “Ukrainian anti-Polish armed bandits,” etc. For them the settlement of national conflicts in favor of the Polish nation was one of the most effective means to legitimize their power. In the process of the establishment of their rule, they revealed an orientation to a homogeneous Polish nation-state. In this sense, Ukrainians were sort of a scapegoat.

Furthermore, it can be assumed that the Communists saw signs of opposition from the Ukrainians. In spite of pressure from the Polish authorities they wished to remain in Poland while clinging to their own national identity. They demanded equal rights, national freedom and even the right to set up a Ukrainian political party during negotiations with Polish authorities on July 24, 1945. These demands seemed to have been excessive to the Communists, who were then on the way to hegemony and were building a quasi-plural party system which they would control as they pleased. The exclusion of Ukrainians was also a manifestation of the Communists' totalitarian character that would not permit the existence of opponents. And Ukrainians were one of a great many opponents at which the Communists struck a finishing blow.

When the "Ukrainian problem" in postwar Poland is taken into consideration, particular attention must be given to the above-mentioned factors which were intertwined with each other. To ignore any of them would mean to miss the point of the whole structure of the problem.